

奈良県告示第四百六十五号

平成十九年六月奈良県告示第百十五号（窒素含有量に係る総量規制基準）の一部を次のように改正し、平成二十三年四月一日から施行する。

平成二十三年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

二中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改める。